

平成29年度 第5回御殿場市市民協働型まちづくり推進協議会 議事録

日 時：平成29年12月4日（月）
午後1時～午後2時10分
場 所：市役所東館 201会議室

出席委員：小高由佳・高村典子・山本裕一・川口勇雄・児島洋美・小宮山なほみ・
方壁陽子・渡邊恵子・天野哲也・大割克美・狩野保・湯山有朋・細谷洋一郎・杉山
宏治

事務局：田代課長・勝又統括・寺島（市民協働課）

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 協議事項（進行：渡邊会長）

事務局より、新補助金制度検討委員会では現補助金制度の問題点や課題を洗い出し、改善に向けて話し合いを行ったことを報告。具体的に、平成30年度の募集より補助金額の見直しと日程の変更を検討していることを伝えた。（報告内容は下記のとおり）

- ・補助金制度の改定について

新補助金制度検討委員会

①8月7日（月） 第1回新補助金制度検討委員会

出席者：新補助金制度検討委員会6名、事務局3名

協議事項：御殿場市の補助金制度の現状と課題、逗子への質問事項について

②10月17日（火） 第2回新補助金制度検討委員会

出席者：新補助金制度検討委員会6名、事務局2名

協議事項：補助金制度の問題点と現状、改定のポイントについて

（1）補助金の額等について

背 景：3年間の市の補助事業終了後の継続が難しい団体がある。

とにかくお金が欲しいだけの団体が多い。

市の財政状況が厳しい。

【改定前】事業に要する経費の10分の10以内

【改定後】事業に要する経費の10分の9以内

※ 上限の30万円はそのまま、市民提案事業の補助率を見直す。

- 効果：①**団体の自立促進**…補助事業実施中も自立の意識付けができ、3年間の協働事業が終了後も自立した活動に移行することが期待できる。
- ②**“補助金”意識の再確認**…補助金の財源は市民の税金でまかなわれているという理解を交付されている側に再認識してもらう。

資料1 <御殿場市市民協働型まちづくり事業補助金交付要綱>

	旧	新
第4条	補助金の額は、次の各号に掲げる事業に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) はじめの一步事業 事業に要する経費の10分の10以内の額とし、1件あたり5万円を限度とする。 (2) 市民提案事業 事業に要する経費の10分の10以内の額とし、1件あたり30万円を限度とする。	(1) はじめの一步事業 事業に要する経費の10分の10以内の額とし、1件あたり5万円を限度とする。 (2) 市民提案事業 事業に要する経費の <u>10分の9</u> 以内の額とし、1件あたり30万円を限度とする。

委員：牛山先生からは10分の8でもいいのではという話があった。

委員：質問。市のスタンスとして新規参入を増やすのか、自立を促すなのか、それによって変わってくる。団体の自立促進であれば、1年目は10分の10、2年目は10分の9、3年目は10分の8にするやり方もあるし、新規団体を増やすならば10分の10にして広くいろんな団体に活動してもらう方法もある。

事務局：市民協働としては両方だが、できれば自立。3年間で事業が終わってしまうのが多々あるので、できれば3年間で基礎固めをしっかりとやって、4年目以降も自立し継続してやってもらうのが一番いい。

委員：お金を自分で賄うのは正しいと思う。協働は市にもメリットがあり、市民活動としてやっていきたいことと市がやりたいことが合致して市民協働となっている。4年目に補助金が0になり、協働という部分に関してはどうなるのか。協働と自立の考え方を聞きたい。

委員：市民協働の事業に認定された場合は市民協働課の予算で事業が行われるが、4年目からは、自分達もこれだけお金を出してこの事業をもっとやっていきたい、じゃあ足りない分を担当課で予算を取ったから、これでやってみましょうというのが協働。3年間で担当課が予算付けしてくれるまでできるか。3年間でしっかりとやって結果を出し、担当課で予算をとって継続されている

事業がある。ただ、担当課が 30 万の予算がとれるかどうかはわからないし、自分たちも 3 年の間に結果を出し、収入も考え、自立していかないと、担当課に予算付けしてもらえないようにはならない。

委員：このような流れを知らないで応募してくる団体もいるだろう。この流れもきちんと知らせながら公募するといい。

委員：自身の力で進めていけるような底力をつけさせてあげることが大事なのでは。

委員：数年前、自分が市の補助金をもらって事業をやったころは、3 年やったらその事業はおしまいで、あとは自分たちでその事業を管理していったので、基本的に今のまま 3 年で終わらせて、4 年目以降はその団体が事業をいかに活用し継続させていくか。新しい団体に補助を当てた方が広く多く市民団体が活動していけるのでは。

委員：3 年で完結する事業と、もっと継続してもらいたい事業などいろいろある。ひとつひとつをこれはもっと続けてほしい事業だ、これは 3 年で成果がでそうだと、私達委員がどういう風に見守っていくかもある。

委員：確かに 30 万円支援してもらい活動して、4 年目にいっぺんなくなると、事業そのものが成り立たない気がする。その金額は大きいので、やはり各担当課で予算がとれればという話になってしまうのではないか。せっかく支援してもらって活動が活発になれば、縮小していくのは考え物。

委員：そのほか意見がないようでしたら 10 分の 9 ということでよろしいか。市民提案と行政提案があるが、行政提案の事業も 10 分の 9 を適用するのか。適用せず 30 万でいいのか。

委員：市の提案でも、もらうのは民間であつたらそこは同じに適用するべき。

委員：行政提案も市民提案もやるのは団体。同じように 10 分の 9 を適用し、行政提案でも自立を促す。

委員：過去の有害鳥獣駆除は行政提案だった。行政がやりづらいから、協働して猟友会がフォローする形式だった。イノシシやシカの駆除、パトロールは皆さんの要求があつて猟友会が協力した。協力してくれた猟友会に 1 割 3 万円出せというのは納得しづらいのでは。市民提案と行政提案は性質が違う。同一視するのは難しい。

委員：行政提案と一緒にやる市民団体にお金を出せというのは難しいかもしれないが、その提案をした行政でお金をなんとかできないのか。

委員：計画をどの段階で作っているかによる。窓口となる担当課が前年度から知っていて計画的に進めていってくれば、今新規事業の予算はほぼとれないけれど、とれたと仮定して、市民協働事業で 10 分の 9、(担当課の予算で 10 分の 1。) 他の補助金をもらっている事業は受付ができないと要綱にある場合は他の部署であってもその団体に補助金を渡せないなどある。前回の検討委員会で精算報告書を見て 10 分の 10 で出してきた団体がほぼ無い。事業団体がどういう風な形でお金を使うのか精算報告をみて実績も含めて検討し、市民提案も行政提案も 10 分の 9 でもいいのではという話が出た。

委員：たとえば 10 分の 1 を団体が出すのではなく、受益者負担という形、参加費を 10 分の 1 にあてる形はどうか。行政提案の認知症カフェなど 30 万円全

部使えるから、カフェを利用する受益者の負担金額がすごく少ないので、負担金をもう少しあげて10分の1になるくらいにするとか、団体が捻出する収入。また、自立を考えると10分の1くらい団体がもっていないと、しっかりとした団体として運営するのに心配。

委員：必ずしも収入がとれるような団体とは限らない。さっきの猟友会なんかはお金をとれない。

委員：シカやイノシシの被害は今もある状況で、最初は行政提案で3年間終わらせても、それ以降は行政の事業としてやるべきことなのでは。1頭とってきたらいくらかお金を出す市町村もある。市民提案とは違う。この事業は3年後も必要不可欠で行政がやっていくべき事業。10分の10でいい。

委員：地域猫もお金がもうかるような事業でない。結果として環境課で30万を、それぞれのやる地域に10万ずつ補助を出すから残りは地域でやりなさいという形で予算をたててくれたから継続している。それだけ行政提案は行政が必要として持ってくるのだから、その先は行政が考えなさいという意味では必要かも。最初は10分の10でもいいのでは。

委員：10分の10は委託費と何が違うのか。行政がやることを民間にお願いをする。委託事業であれば10分の10は当然。ここで10分の9にしようというのは何が委託事業と違うのかというと団体の自立支援だ。それがこの市民協働事業の目的なんだということであれば委託事業と違うスタンスだ。先ほどの収入がない事業はまさに行政がやることなので10分の10で委託事業だという形で実現させていくのかな。と考えれば本来行政のやるべき事業は10分の10で委託事業、10分の9にしようとしている事業は、団体の自立をこれから促していくんだという性格の事業だから10分の9にするのだ、という理屈になる。

委員：そもそも行政がやる事業であれば市民協働事業ではなく担当部署でやるはず。市民協働事業になるのはどうしても市ではできないし、団体でもこの部分力を入れたいができないから、市民協働事業として3年間やってみましょうというような話の流れがある。30万の歳入があって、30万の事業しかしていない団体はそんなになかったのでは。補助金が戻ってきたことはあるか。

事務局：精算報告で余った時は戻入してもらっている。行政提案に関して戻入はない。事業の実績も多くない。

委員：戻入はそんなに数がない。

委員：たとえば印野地区でシカの被害に困っていてシカを何頭か捕まえたとしたら、市ではこれだけ負担するので10分の1でも2でも印野の人に交渉しに行ってみて出してもらったらどうか。自分でお金をなんとかしてもらうための努力をしてほしいということなのでは。10分の9にしておけば、どこかからお金がもらえる可能性があるとすれば、行政丸投げではなく、シカが減ってよかったと思う人からお金をもらう働きかけができるかもしれない。私は市民団体活動をしていてお金がいるときは完全に協賛をつけて、自分でお金を持ってくる。私たちは協賛と自分達で出し合ってなんとかしてやる。どこかからお金を持ってくるという感覚が育てられればそれは協働だ。

委員：そうすれば次に切れちゃったときも知識があるから自分で自立できる。協働は市だけではなく地域もくめて協働という。どこかからお金を持ってくるというのも手法の一つ。

委員：市でなければ県や企業の補助金など、やろうと思えばいくらでもお金を持ってくる方法は無きにしもあらず。

委員：10分の10はとっかかりやすく事業を始めやすい。ただ、3年後の団体のためになるのかという意見もあって、割合を見直す。

委員：行政提案は実例が少ないので判断するのが難しい。地域猫は行政提案ではなかった。行政提案は鳥獣被害パトロール、お菓子、認知症カフェであり、内容がそれぞれ違うものを一つのテーブルで議論することは難しい。この事業は10分の10でいい、この事業は10分の9でも成り立つだろうと、ケースバイケースが強くなってきた。制度としては、ケースバイケースは難しいのでやはりどちらかに統合しなければ。

委員：行政提案で持ってくる内容は市民協働というよりも市民に手伝ってほしいが強いので、行政提案での市民団体の自立は求めても無駄かも。そう考えると全額でもいい。どうしても必要だったら将来的に協働ではなく行政が主体的にやる。

委員：受ける団体としても行政から依頼されているのになぜ1割負担しなければいけないのかと会員から出てくると思う。自分達の事業金+1割になるので、それよりも補助金で賄ってくれたほうがありがたい。

委員：自分は定住促進事業にかかわっていて、御殿場の一員として召集されやっている。民間からではなく、市の方から定住促進事業を進めたい、いろんな方々、企業にアドバイスいただいてやりたいという姿勢なのに、民間に1割だせというのはどうか。一企業として負担をするという要素が出てきてわかりました1割負担しますとまらない。

委員：申請する人がどう考えるかだ。どこかからお金を持ってくる事業計画であれば8割9割でも問題ないし、お金を取れない事業は申請者が選べる方向に。そこに強さや自分たちの将来性をどう見据えていくのか、将来的に自立させるなら強いコンセプトを持つためにも必要なのでは。

委員：案件によっては1割負担を強いられて会員さんからお金をもらって一緒に事業をやりたいと言われても自分だったらしない。さっきは10分の9でいいと思ったが事業によっては難しい。

委員：皆さんの意見をきいて、行政提案については10分の10のままで。市民提案は10分の9にする。30万円にとらわれず、受益者負担がうけられるものであればそれを見込んだもったいい事業計画にしてもらいたい。

(2) 募集期間・交付決定の時期の変更について

背景：年度当初からの事業実施ができない。

PDCA サイクル (※) が回っていない。

	【改定前】	【改定後】
説明会	3月下旬	2月下旬
事業募集締切	4月末日	3月末日
提案会・審査会（事業の採択）	5月下旬	4月下旬
交付決定（事業開始）	6月上旬	5月上旬
報告会	3月上旬	2月下旬

効果：日程を前倒しすることで、事業の開始時期を早めることができる。
 振り返りの期間を確保できるため、連続して申請する事業については、前年度の評価を踏まえ、次年度の事業計画を立てることができる。

委員：いいんじゃないか。

委員：問題ないと思う。

委員：4月、5月は忙しいので2月下旬に新年度の申請ができるのがいい。

事務局：改定後のデメリットは、報告会を2月下旬にやるには1月下旬、2月上旬に事業が終わらないと報告会ができない。スタートが早くなった分終わりの事業締切も早くなる。御殿場は雪もあり1月2月の事業は少なく、気候がいい時期に事業を行う団体が多いので早めた。

委員：4月5月は人の入れ替わりも多いので、こんな感じでいい。前の説明では秋の予定ではなかったか。

事務局：最初は秋に事業募集し4月から始める案で、秋だとその年の事業も終わってない中で審査するのは難しいので、31年度からという案だったが、1カ月前倒して募集し審査なら30年度から変更することが可能になった。

委員：29年度の報告会が3月上旬でPDCAサイクルを考えるとかなり厳しくなっているの、事務局が団体に報告会で出されたものを反映した事業として提案していただけるようにきちんと説明をして、締め切り後の指導をしっかりしてほしい。

委員：事業は5月から2月上旬まで。2月から5月までは事業はできないの？

委員：例えば、通年やらなければいけない事業がある。それは、報告会の時点での報告をしてもらって、それ以外は予定でもいいのでは。

委員：報告する段階で、2月から5月までの予定を入れてもいい。何年か続ける場合は。

委員：そうでないとイベントだけしかできなくなってしまう。報告会の日までにやったことを報告してもらえればいい。（報告会までに終わっていない事業は）今後は、こういう風にちゃんとやってねってアドバイスできると思う。

委員：過去に3月の報告会で報告できない事業があった。2月から3月が活動適期な団体もある。椿の会は3月下旬でないと実施できない自然条件がある。こういう場合は年間計画をきちっとやっていけば最終報告は報告会ではなく、会計年度内に提出できればいいと理解している。

委員：その場合は最終報告の締切日を決めておかないといけない。3月か。

委員：委員の任期も3月いっぱいなので、それ以前にいただいてそれに対するコメントをしないと、翌年のその事業に反映されなくなってしまう。

事務局：終わりの時期と、報告会では見込みの形でも対応ができるように事務局で検討する。

4 その他

5 閉会

協議会終了後、御殿場市市民協働型まちづくり推進協議会委員、御殿場市民活動支援センター職員、庁内市民協働推進員を対象としたワークショップを開催した。